

飼養衛生管理基準（鶏その他家きん）

令和7年9月29日公布

I 家畜防疫に関する基本的事項 〔人に関する事項〕 1 家きんの所有者の責務 2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の 実践 3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への 周知徹底	1 家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。 2 飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。 3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底すること。
--	--

	(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 (4) 消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図 (5) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (6) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (7) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等
4 記録の作成及び保管	4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 衛生管理区域（8に規定する衛生管理区域をいう。以下この項において同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかな場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にあつては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

5 大規模所有者が講ずる措置 【（３）③は令和８年１０月１日施行】	（２）従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称 （３）導入、出荷又は移動を行った家さんの種類、羽数及び健康状態、導入元又は出荷若しくは移動先の農場等の名称並びに導入、出荷又は移動の年月日 （４）飼養する家さんの羽数、日齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況 （５）家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容 5 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。 （１）飼養する家さんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。 （２）家さん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること（同一の者が複数の家さん舎を担当する場合には、衛生管理を行う家さんの羽数の合計が鶏及びうずらの場合は十万羽、あひる、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一万羽を超えないこと。）。 （３）大規模所有者のうち、特に家さんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、以下の措置を講ずること。 ① 衛生管理区域及び人、車両、物等の動線の見直しにより、農場を分割して管理すること（以下この項において「分割管理」という。）の導入について検討すること。 ② 監視伝染病の発生に備えた対応計画（防疫措置の実施に関して所有
--	--

	者が行う人員、資材、機材等の準備及び家きんの死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。)を策定すること。 ③ 飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報に基づき、適切な時期に、ウインドウレス鶏舎やその周辺において粉じん、羽毛等を介した病原体の家きん舎への侵入を抑制する措置を講ずること。(ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない。)
6 獣医師等の健康管理指導	6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設(家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。)を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家きんの健康管理について指導を受けること。
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	7 家きんの所有者は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域(以下この項において「大臣指定地域」という。)において追加措置を講ずることとなる10及び21について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。
〔飼養環境に関する事項〕	
8 衛生管理区域の設定	8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴

9 分割管理を導入する際の措置 10 消毒等の実施に備えた措置 【令和8年1月1日施行】 11 埋却等に備えた措置 12 愛玩動物の飼育禁止	の交換（家きん舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するように設定すること。 9 高病原性鳥インフルエンザ等の発生時の影響の緩和を図るため、分割管理に取り組む場合は、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従うこと。 10 大臣指定地域にあっては、法第三十条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄その他の必要な準備措置を講ずること。 11 法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地（家きん（日齢が満百五十日以上のものに限る。）百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。）又は家きんの死体の焼却の用に供する焼却施設（以下11において「埋却地等」という。）を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができる。 12 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。
--	---

〔家きんに関する事項〕 13 密飼いの防止 14 飼養する家畜の健康観察	13 家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養しないこと。 14 他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元の農場等における家きんの伝染性疾病の発生状況及び導入する家きんの健康状態を確認すること等により健康な家きんを導入すること。導入した家きんに家きんの伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家きんの健康観察（家きんの健康状態の確認に加え、ふ化及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家きんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家きんの健康状態を確認すること。
Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止 〔人に関する事項〕 15 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限 16 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	15 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。 16 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた

17 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 18 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。))。 17 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。))。 18 衛生管理区域専用の衣服及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。)を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。))。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
〔物品に関する事項〕 19 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	19 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。))。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること(その者が衛生管理

20 他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	区域内で降車しない場合を除く。）。 20 他の畜産関係施設等で使用し、若しくは使用したおそれがある物品又は過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。
〔野生動物に関する事項〕 21 農場周辺の状況把握 【令和8年1月1日施行】	21 大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討すること。
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止 〔人に関する事項〕 22 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 23 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	22 家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該家きん舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。 23 家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない。履替えによる病原体の家きん舎への侵入を防ぐため、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、履替えの前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家

	きん舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
〔物品に関する事項〕 24 器具の定期的な清掃又は消毒等	24 飼養管理に使用する器具は家きん舎に持ち込む際に消毒するとともに、清掃又は消毒を定期的に行うこと。
〔野生動物に関する事項〕 25 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	25 野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫、調整池等の農場敷地内の水場等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備並びに当該設備が設置された家きん舎等の屋根及び壁面の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
26 給餌設備、給水設備等への病原体による汚染の防止	26 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家きんに給与する場合には、これを消毒すること。
27 ねずみ及び害虫の駆除	27 ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずること。

〔飼養環境に関する事項〕 28 衛生管理区域内の整理整頓、家きん舎等施設の清掃及び消毒	28 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等並びに家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃を行って、敷地及び家きん舎等の施設を定期的に消毒すること。
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止 〔人に関する事項〕 29 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	29 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させ、当該衛生管理区域内において病原体による汚染がない状況で出口において手袋を外す場合を除く。）。
〔物品に関する事項〕 30 衛生管理区域から退出する車両の消毒 31 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	30 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。 31 衛生管理区域から家きんの排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家きんの死体又は排せつ物を持ち出す場合にあっては、漏出が生じないようにすること。

〔家きんに関する事項〕 32 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 33 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	32 飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。 33 飼養する家きんに特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合（その原因が家きんの伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行わないこと。当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
--	--